

児童虐待予防のための「個別支援スキルアップ研修Ⅰ」について

趣旨：厚生労働省が、次世代育成支援対策交付金事業として位置づけ、児童虐待の発生予防策として推進している「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援家庭訪問事業」のあり方について理解し、事業実施についての基本的な考え方を学ぶ。

対象：「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援家庭訪問事業」実務担当者

- ・市町村の児童福祉（児童相談員、保健師等）及び母子保健（保健師等）担当者
- ・市町村において、委託事業として実施している場合は、委託先の実務担当職員
- ・市町村の非常勤職員等として事業実施に従事している者
- ・保健福祉事務所保健師、児童相談所児童福祉司、保健師、児童相談員等
- ・その他の必要と認められる者

日時・会場：平成20年11月17日（月）10:00～16:30 横浜市開港記念会館 9号室

○プログラム

時 間	内容及び講師等
10:00～ 10:10～11:30	オリエンテーション 講義 子ども虐待を予防するための施策について ～「こんにちは赤ちゃん事業」及び「養育支援家庭訪問事業」を中心に～ 講師 厚生労働省雇用均等・家庭児童局総務課 相澤 孝予 氏
11:30～12:15	情報提供 平成20年度短期研修 「児童虐待防止研修」を受講して 平塚保健福祉事務所 保健師 横溝由佳 氏 相模原児童相談所 保健師 佐々木眞壽美 氏
12:15～13:15	休 憩
13:15～15:00	講義 「こんにちは赤ちゃん事業」及び「養育支援家庭訪問事業」を実施するための 基本的視点とその効果的な方法について 講師 国立保健医療科学院 保健師 中板育美 氏
15:00～15:15	休 憩
15:15～16:00	グループワーク 市町村で実施するための課題やガイドラインの活用方法
16:00～16:15	各グループでの発表
16:15～16:30	助言とまとめ 国立保健医療科学院 保健師 中板育美 氏

児童虐待予防のための「個別支援スキルアップ研修Ⅱ」について

趣旨：「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援家庭訪問事業」の効果的に実施にあたり、事例をと
おして、児童虐待予防のために保健と福祉の連携する必要性を共有し、それぞれの役割を具
体的に理解し、事例への支援活動につなげる。

対象：市町村の児童福祉（児童相談員、保健師等）及び母子保健（保健師等）担当者
保健福祉事務所保健師

日時・場所：①平成20年1月15日（月）14:00～16:30（小田原合同庁舎 2階 E会議室）
②平成21年1月26日（月）13:30～16:30（鎌倉保健福祉事務所 講堂）
③平成21年2月20日（金）13:30～16:30（厚木合同庁舎 4階 AB会議室）

プログラム

① ②は事例検証と講演

講演 テーマ「児童虐待予防のための関係機関の連携について」

講師 横須賀市児童相談所 副所長 高橋ゆきえ氏（保健師）

② 事例を使ったグループワークと講演

講演 テーマ「出産前後の支援をするために知っておきたい精神保健の知識と理解」

講師 防衛医科大学精神科医師 佐野信也氏

第78回 市町村職員を対象とするセミナー
「子どもの虐待防止の推進に向けた取組について」
主な事前の質問等に対する回答

「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」について

No.	質 問 等	回 答
1	生後4か月までの全戸訪問事業が創設される以前から出生児の全戸訪問を保健師が実施しているが、この訪問を乳児家庭全戸訪問事業と捉えて良いか。	乳児家庭全戸訪問事業（以下「全戸訪問事業」という。）の実施内容に照らし、それらを満たしていると判断された場合は、本事業を実施しているものとして差し支えない。
2	生後2か月児を対象とした集団健診を乳児家庭全戸訪問事業にかえて実施予定だが、当該事業として認められるか。	全戸訪問事業は改正児童福祉法第6条の2第4項において、1の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより行うものとされており、また、居宅において養育環境を把握することも事業の目的の一つであることから、集団健診は本事業に該当しない。
3	全戸訪問事業において要支援家庭の把握のための非専門職向けのアセスメントツールがあるか。	非専門職が訪問する場合には、訪問によって得た情報を基に、専門職を中心としたチームで支援の必要性を判断することとなるが、必要な情報が十分把握できていない場合には、さらなる情報収集を行うとともに、別途専門職による訪問を検討するなどの方策を講じることになると考えている。
4	ケース対応会議と要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議との関係はどのようなものか。	ケース対応会議は、訪問後の支援の必要性、支援内容等について検討する場として、担当部署において組織的に行われる会議であるが、その中から、特に支援が必要と判断されたケースについては、養育支援訪問事業の中核機関（要保護児童対策地域協議会調整機関が中核機関となることが望ましいと考えている。）につなげていくこととなる。

No.	質 問 等	回 答
5	民生・児童委員が訪問している例はどのくらいあるのか。	本事業は、地域から幅広く人材を登用することとしており、民生・児童委員を活用することは差し支えない。なお、訪問者別の把握は現在のところしていない。
6	訪問対象者の里帰り出産先の市町村と住所地市町村とが連携した事業に関する全国的な合意形成が必要ではないか。	新生児訪問同様、市町村間の連携により実施が可能であれば取り組んでいただくことで、今後事業の普及と周知がさらに進むと考えている。
7	訪問は最低保護者との面接が必要か。	本事業においては、その居宅において様々な不安や悩みを聞くことも目的としており、保護者との面接を前提としている。
8	訪問を拒否する家庭への対応はどのようにすべきか。	円滑な訪問を行うためには、妊娠届や出生届の提出等の際に、全戸訪問事業の説明、訪問の予告又はその同意をとるなど、住民に対する全戸訪問事業の周知が重要であり、理解を求める努力を続けていくことが必要である。 それでも、訪問を拒否されるケースについては、ケース対応会議において、状況把握やその後の対応について検討されるものと考えている。
9	全戸訪問事業は母子保健担当部署が担当すると省令等で明文化できないか。	市町村の判断により適切な部署において実施されるものと考えている。なお、児童福祉担当部署と母子保健担当部署は緊密な連携をとる必要があると考えている。
10	継続的な財政支援を希望する。	平成19年度より、次世代育成支援対策交付金の交付対象事業としているところである。

「養育支援訪問事業について」

No.	質 問 等	回 答
11	現在の育児支援家庭訪問事業と法改正後の養育支援訪問事業の相違点はどうか。	<p>法改正及び今回のガイドラインの主なポイントは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村は事業を行うよう努めることとされたこと。 ② 対象家庭をより明確にしたこと。 ③ 対象家庭の類型別の目標を設定したこと。 ④ 訪問支援者への研修を明らかにしたこと。 ⑤ 第2種社会福祉事業としたこと。
12	現在保健師が行っている継続訪問指導は養育支援訪問事業となるか。	<p>養育支援訪問事業の実施内容に照らし、それらを満たしていると判断された場合は、本事業を実施しているものとして差し支えない。</p>
13	対象者の選択基準と支援を実施する期間はどのくらいか。	<p>対象者については、支援の必要性を判断するための一定の指標<項目例>などをもとに、総合的に判断されるものである。</p> <p>期間については、ガイドラインにおいて、中核機関において策定された計画に沿って実施するとともに、一定の期間を経てその効果を評価した上で、支援の終結や更新を検討するなどしているところである。</p>
14	特定妊婦の把握方法についてどのように行ったらよいか。	<p>特定妊婦の把握方法については、健康診査や保健指導等母子保健活動全般を通じて、また、地域の医療機関及び医療関係団体との連携を通じて把握することとしている。</p> <p>なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日付け雇児総発第0331003号）も参考とされたい。</p>
15	支援内容について、ヘルパーの活用はどれだけあるのか。	<p>本事業においては、専門的相談支援を基本に、対象家庭の状況に応じて、育児家事ヘルパーの派遣と組み合わせて実施することも必要と考えている。</p>

No.	質 問 等	回 答
16	家庭以外の場所での養育支援も認められるのか。(例えば保育所の手続や通院の際の同行など)	市町村において必要と判断される場合に、ご質問の内容のような支援を行うことも差し支えないが、ガイドライン「6. 中核機関の役割」に示すように期間、方法等の計画を策定して実施することが必要である。
17	養育支援訪問事業中核機関と要保護児童対策地域協議会調整機関との関係はどのようなものか。	中核機関と調整機関は同一が望ましいと考えている。また、別の機関であるときには十分な連携に努めることが必要である。

< 両事業共通 >

No.	質 問 等	回 答
18	乳児家庭全戸訪問事業及び養育家庭訪問事業について、実施をしなければならないのか。	改正後の児童福祉法21条の10の2第1項の規定により市町村は事業を行うよう努めることとされている。
19	事業の実施にあたって、個人情報の取り扱いについてはどういった規定があるのか。	訪問者の守秘義務や個人情報の取り扱いについては、研修等を通じて周知徹底すると同時に、委嘱等の際に誓約書を取り交わすことなどの措置を行っていただきたい。 なお、児童福祉法第21条の10の2第4項、第61条の3の規定により、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の業務に従事する者又は従事していた者に対して守秘義務が課せられており、これに違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることもある。このことについても、確実にすべての訪問者に対して周知されたい。
20	既に実施している事業についても、今後、都道府県からの指導を受けることになるのか。	平成21年4月には、新たに第2種社会福祉事業として取り扱われることとなる。

<要保護児童対策地域協議会について>

No.	質 問	回 答
21	調整機関に一定の職員の配置とは具体的にはどういう職員を配置すべきなのか。児童福祉司は必ず置かねばならないか。	<p>調整機関には、厚生労働省令で定める者を置くように努めなければならないこととなるが、具体的には、次のうちからいずれかの者を置くことを予定している。</p> <p>(1) 児童福祉司たる資格を有する者</p> <p>(2) 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者</p> <p>① 保健師</p> <p>② 助産師</p> <p>③ 看護師</p> <p>④ 保育士</p> <p>⑤ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</p> <p>⑥ 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員</p>